

## 感染防止策チェックリストについて

利用の際には、毎回チェックリストを活用し、各項目について確認・遵守してください。全ての項目を遵守できない場合には、利用を認められません。

学校体育施設開放事業で新型コロナウイルスの感染者が出た場合には、消毒作業等で学校を閉鎖することになり、教育現場である学校、その学校に通う児童、生徒たちに多大な迷惑をかけることとなります。

感染症対策を徹底のうえ、事業の実施をお願いいたします。

※チェックリストは、さいたま市HPからダウンロードできます。

トップページ > 観光・スポーツ・文化 > スポーツ・公園・余暇  
> スポーツ施設の予約 > 学校体育施設開放運営委員会に関する資料

## 感染防止策チェックリスト

### 利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
  - 体調が良くない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - 同居家族や身近な知人に感染の疑われる方がいる場合
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 利用前には利用団体に所属する全員の検温を行い、代表者はそれを確認すること
- 保護者による送迎等は必要最低限にすること
- 利用団手で手洗い石鹸(ポンプ式が望ましい)や消毒液(手指消毒用、清掃用)を確保し、こまめな手洗い、消毒を実施すること
- 十分な距離の確保
  - 運動の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、周囲の人となるべく距離※を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)  
※少なくとも2mの距離を空けることが適当である
  - 強度が高い運動の場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
- マスクを着用すること(運動時を除く)
- 運動中、グラウンド等に唾や痰を吐かないこと
- 飲料やタオルの共用はしないこと
- 利用団体が利用者に飲料等を提供する際には、使い捨ての容器を用いること
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
- 運動を室内で実施する場合には、定期的に外気を取り入れる等の換気を行うこと

### 利用後

- 施設利用後は、利用した範囲の消毒を徹底すること  
※ドアノブ、トイレ、スポーツ用具(ポール、ネット等)
- 飲み残しの飲料を含め、ゴミは全て持ち帰ること
- 利用終了後は、速やかに学校から退出すること
- 利用団体から新型コロナウイルス感染者が出た場合には、速やかにスポーツ振興課(代表電話:829-1111)と学校へ報告すること

### その他

- ・各競技の協会、連盟が活動の再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを作成、公表しています。利用の際には、ガイドラインを参考とした取組をお願いします。
- ・国の接触確認アプリ(COCOA)や埼玉県の接触確認アプリ(埼玉県LINEコロナお知らせシステム)を積極的に活用してください。